

○宇都宮市営駐車場条例

昭和 46 年 3 月 25 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 市は、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 2 号の規定に基づき、次のとおり路外駐車場を設置する。

名称	位置
宇都宮市営駅西駐車場	宇都宮市川向町 632 番地 5
宇都宮市営中央駐車場	宇都宮市宮園町 8 番 4 号
宇都宮市営相生駐車場	宇都宮市馬場通り 3 丁目 3 番 1 号
宇都宮市営大谷駐車場	宇都宮市大谷町 1269 番地
宇都宮市営多気山駐車場	宇都宮市田下町 744 番地 1
宇都宮市営古賀志山南登山道駐車場	宇都宮市古賀志町 1839 番地 1

2 市は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり道路の附属物である自動車駐車場を設置する。

名称	位置
宇都宮市営雀宮駅東口駐車場	宇都宮市雀宮町 43 番地

(昭 56 条例 18・全改, 昭 58 条例 12・昭 58 条例 33・昭 59 条例 37・昭 63 条例 33・平 3 条例 19・平 5 条例 33・平 9 条例 35・平 16 条例 17・平 17 条例 19・平 20 条例 21・平 22 条例 44・一部改正)

(供用時間)

第 2 条 前条第 1 項の路外駐車場及び同条第 2 項の自動車駐車場(以下これらを「駐車場」という。)の供用時間は、午前零時から午後 12 時までとする。

(昭 51 条例 36・全改,平 22 条例 44・一部改正)

(駐車場を利用することができる自動車)

第 3 条 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に定める普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。))及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。))とする。

(昭 51 条例 36・一部改正)

(駐車料金)

第 4 条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表第 1 から別表第 4 までに定める駐車料金を納付しなければならない。ただし、バス及びタクシーで、市長が駐車場使用の承認をしたものに係る駐車料金は、別表第 1 のとおりとする。

2 駐車料金は、利用者が駐車場から出車する際に納付するものとする。ただし、宇都宮市

営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場の利用者が市長の指定する駐車証を持参した場合における駐車料金、利用者が市長の指定する押印がなされた駐車券を提出した場合における駐車料金並びに駐車場使用の承認を受けたバス及びタクシーに係る駐車料金の納付方法については、市長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者が宇都宮市営大谷駐車場、宇都宮市営多気山駐車場及び宇都宮市営古賀志山南登山道駐車場を利用する場合は、駐車料金を徴収しない。

(昭50条例7・昭51条例36・昭59条例28・昭59条例37・昭63条例33・平3条例41・平4条例43・平5条例33・平9条例4・平9条例35・平11条例14・平11条例31・平16条例17・平16条例37・平20条例21・平20条例55・平22条例44・一部改正)

(回数券及び定期券)

第5条 市長は、利用者の利便を図るため、回数駐車券(以下「回数券」という。)及び定期駐車券(以下「定期券」という。)を発行することができる。

2 回数券の料金は、券面額の総額の100分の80以上の額とする。

3 定期券は、別表第5左欄に掲げる駐車場について、同表右欄に定める金額の範囲内で発行するものとする。

4 利用者は、回数券又は定期券の料金をその発行を受けた際納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、回数券及び定期券の発行について必要な事項は、規則で定める。

(平3条例41・全改，平20条例55・平22条例44・一部改正)

(駐車料金の不還付)

第6条 既納の駐車料金は、還付しない。

(昭50条例7・一部改正)

(駐車の拒否)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、駐車場における駐車を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設等をき損し、又は汚損すること。

(3) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為

(駐車料金の減免)

第9条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させる場合には、駐車料金を免除する。国又は地方公共団体の職員が、公務のために使用

する自動車で当該国又は地方公共団体の所有に属するものを駐車させる場合も、同様とする。

2 前項の場合のほか、市長が特別な理由があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

(昭 51 条例 36・平 3 条例 19・一部改正)

(供用の休止)

第 10 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により駐車場の全部若しくは一部の供用を休止しようとするとき又は休止している駐車場の全部若しくは一部の供用を開始しようとするときは、その旨を駐車場に掲示する。

(損害賠償)

第 11 条 利用者が駐車場の施設等をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 12 条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせることができる。

(平 17 条例 47・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 13 条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の利用及び駐車拒否に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第 7 条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 17 条例 47・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 14 条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び駐車場の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

(平 17 条例 47・追加、平 20 条例 55・一部改正)

(利用料金)

第 15 条 指定管理者は、宇都宮市宮雀宮駅東口駐車場の駐車料金を徴する場合を除き、第 4 条第 1 項の駐車料金(バス及びタクシーの駐車料金を除く。)、第 5 条第 2 項の回数券の料金及び同条第 3 項の定期券の料金を利用料金として、自己の収入とするものとする。

- 2 指定管理者は、市長が付する条件に従い、別に前項の料金の金額を定めることができる。
- 3 前項の場合において、指定管理者が別に定める金額は、別表第 1 から別表第 3 までにあつてはそれぞれの各項に基づいて算出される 1 日 1 台当たりの収入の額を超えない範囲内で、時間の単位を設定し、別表第 5 にあつては各項に基づいて算出される 1 箇月 1 台当たりの収入の額を超えない範囲内で、月の単位を設定して定めるものとする。
- 4 指定管理者は、前 2 項の規定により別に金額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、第 2 項及び第 3 項の規定により別に定めようとする金額が近隣に駐車場を設置する事業者(駐車場の管理を業とする者をいう。)の業務の適正な運営に支障を及ぼさず、かつ、第 13 条第 1 項の業務の適正な運営に要する費用に照らし妥当なものと認めるときは、前項の承認を与えるものとする。
- 6 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかにその金額を公表しなければならない。

(平 20 条例 55・追加, 平 22 条例 44・一部改正)

(罰則)

第 16 条 詐偽その他不正の行為により、駐車料金の徴収を免れた利用者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

(平 17 条例 47・旧第 13 条繰下, 平 20 条例 55・旧第 15 条繰下)

第 17 条 第 8 条の規定に違反した者に対しては、50,000 円以下の過料に処する。

(平 7 条例 2・一部改正, 平 17 条例 47・旧第 14 条繰下, 平 20 条例 55・旧第 16 条繰下)

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平 17 条例 47・旧第 15 条繰下, 平 20 条例 55・旧第 17 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 46 年 4 月 6 日から施行する。

(宇都宮市営塙田駐車場条例の廃止)

2 宇都宮市営塙田駐車場条例(昭和 43 年条例第 26 号)は、廃止する。

(塙田駐車場に関する経過規定)

3 この条例施行の際現に塙田駐車場を駐車している自動車は、この条例の規定により当該駐車場に入車したものとみなす。

附 則(昭和 49 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 24 日条例第 7 号)

1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例第 4 条第 2 項の規定により発行さ

れている塙田駐車場の回数駐車券は、当分の間、当該駐車場の利用に使用することができる。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 17 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 24 日条例第 18 号)

この条例中宇都宮市営塙田駐車場に係る改正規定は公布の日から、宇都宮市営駅東駐車場に係る改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和 56 年規則第 33 号で第 1 条の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場に係る部分及び別表の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場のタクシーの項に係る部分は昭和 56 年 4 月 1 日から施行)

(昭和 56 年規則第 47 号で第 12 条の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場に係る部分及び別表の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場の普通自動車、小型自動車及び軽自動車の項並びにバス

の項に係る部分は昭和 56 年 6 月 20 日から施行)

附 則(昭和 57 年 3 月 24 日条例第 17 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 23 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 12 月 23 日条例第 33 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年規則第 3 号で昭和 59 年 2 月 10 日から施行)

附 則(昭和 59 年 3 月 21 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 27 日条例第 28 号)

この条例は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 20 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 21 日条例第 33 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 63 年規則第 48 号で昭和 63 年 12 月 27 日から施行)

附 則(平成 3 年 3 月 16 日条例第 19 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 20 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する駐車場のうち次の各号に掲げる駐車場に駐車している自動車に係る当該各号に定める日時までの駐車料金については、なお従前の例による。

(1) 宇都宮市営駅東駐車場及び宇都宮市営駅西駐車場 施行日の午前 7 時

(2) 宇都宮市営中央駐車場 施行日の午前 8 時

附 則(平成 4 年 6 月 23 日条例第 43 号)

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 28 日条例第 33 号)

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駅東駐車場及び宇都宮市営駅西第 1 駐車場に駐車している自動車に係るこの条例の施行の日の午前 7 時までの駐車料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 3 月 20 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 6 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 19 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する駐車場のうち次の各号に掲げる駐車場に駐車している自動車に係る当該各号に定める日時までの駐車料金については、なお従前の例による。

(1) 宇都宮市営駅東駐車場 施行日の午前 7 時

(2) 宇都宮市営中央駐車場 施行日の午前 8 時

附 則(平成 9 年 9 月 29 日条例第 35 号)

この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 23 日条例第 14 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 17 日条例第 31 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する駐車場のうち次の各号に掲げる駐車場に駐車している自動車に係る当該各号に定める日時までの駐車料金については、なお従前の例による。

(1) 宇都宮市営駅東駐車場 施行日の午前 7 時

(2) 宇都宮市営相生駐車場 施行日の午前 9 時

附 則(平成 13 年 6 月 22 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に、改正後の別表第 1 の規定による利用(以下「新たな利用」という。)に供することができない宇都宮市営駅東駐車場の施設がある場合において、当該施設における普通自動車、小型自動車及び軽自動車(以下「自動車」という。)に関する営業時間及び駐車料金については、改正後の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の規定にかかわらず、当該新たな利用に供することができるまでの間、なお従前の例による。

3 この条例の施行による新たな利用の開始の際、現に宇都宮市営駅東駐車場の当該利用に供する施設に駐車している自動車に係る当該利用の開始の日の午前 7 時までの駐車料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 12 月 19 日条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 7 条の規定による改正後の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の規定は、この条例の施行の日前に入庫した普通自動車、小型自動車及び軽自動車にあつては、同条の規定による改正前の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する料金の一の算出区分に係る時間が同日以後最初に満了した時から適用する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 37 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 19 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日条例第 47 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 12 条の規定により管理を委託している市営駐車場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)の施行の日から起算して 3 年を経過する日(同日前に地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(平 20 条例 44・一部改正)

附 則(平成 20 年 9 月 25 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 55 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 44 号)

この条例は、平成 23 年 3 月 26 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

(平 15 条例 38・全改, 平 16 条例 37・平 17 条例 19・一部改正, 平 20 条例 21・旧別表第 2 繰上)

宇都宮市営駅西駐車場

自動車の種類	駐車料金
1 普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	午前 7 時から午後 10 時まで 20 分につき 100 円
	午後 10 時から翌日の午前 7 時まで 1 時間につき 100 円
2 バス	1 箇月 5,250 円
3 タクシー	1 箇月 2,625 円

備考 20 分以内に出庫した場合に限り、その駐車料金は徴しない(バス及びタクシーを除く。)

別表第 2(第 4 条関係)

(平 15 条例 38・全改, 平 20 条例 21・旧別表第 3 繰上, 平 20 条例 55・一部改正)

宇都宮市営中央駐車場

自動車の種類	駐車料金
普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	午前 8 時から午後 10 時まで 20 分につき 100 円
	午後 10 時から翌日の午前 8 時まで 1 時間につき 100 円

別表第 3(第 4 条関係)

(平 15 条例 38・全改, 平 20 条例 21・旧別表第 4 繰上, 平 20 条例 55・一部改正)

宇都宮市営相生駐車場

自動車の種類	駐車料金
普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	午前 9 時から午後 10 時まで 20 分につき 100 円
	午後 10 時から翌日の午前 9 時まで 1 時間につき 100 円

備考 規則で定める時間は, 入庫及び出庫することができない。

別表第 4(第 4 条関係)

(平 22 条例 44・追加)

宇都宮市営雀宮駅東口駐車場

自動車の種類	駐車料金
普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	駐車時間が 2 時間以内の場合 30 分につき 100 円
	駐車時間が 2 時間を超える場合 1 日につき 500 円

備考 30 分以内に出庫した場合に限り, その駐車料金は徴しない。

別表第 5(第 5 条関係)

(平 20 条例 55・追加, 平 22 条例 44・旧別表第 4 繰下)

駐車場	定期駐車料金
宇都宮市営中央駐車場	1 箇月 40,000 円
宇都宮市営相生駐車場	1 箇月 40,000 円